

事例7 一審で敗訴するも高裁で逆転勝訴し難民認定された事案の異議棄却理由

1(1) あなたは、1988年年の民主化運動において、デモに参加したこと及び非合法団体とされた学生民主連盟(MAKADA)の一員であったことを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、そもそも1988年の民主化運動については、何百万ものミャンマ一人が蜂起し、デモ行進には何十万の国民、公務員、警察官、陸海空軍の兵士たちも参加したとされているのであって、仮にあなたの供述を前提としても、その活動期間は1988年3月末から9月までの間のせいぜい数か月程度であり、こうした多数の参加者の中で特に目立つようなものとは考えられず、ミャンマー政府があなたに対して反政府活動家として特に関心を寄せるとは考えられません。

その後あなたが2度にわたり自己名義旅券の発給を受け、いずれの旅券行使の際にも特段の問題なく出帰国している上、2冊目の旅券に関しては、2度にわたり有効期間の延長を受けていることなども併せ考えれば、少なくともあなたの本国での活動が原因となって迫害を受けるという現実的危険性は認められません。

(2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、マレーシアに向けて出国して以降、本邦に入国するまでの間、何ら政治活動を行っていない旨自認しており、本邦入国後も約6年間にわたって何ら庇護を求める事なく、かえって入国1ヶ月半後から就労を開始し、現在まで約500万円を本国に送金しているというのであって、あなたの出国の動機は、迫害から逃れるというよりはむしろ不法就労目的であると考えるのが合理的です。

(3) あなたは、本邦において、2000年4月、音楽バンド「●●●●」のベース演奏者となり、水掛け祭りなどで演奏していたところ、2001年5月に本国の妻が軍情報部から、あなたのコンサート活動をやめるようにとの電話を受けたことや、2004年3月に在京ミャンマー大使館大使と面会した友人から、同バンドがブラックリストに載っていると聞いた旨を主張しています。

しかしながら、あなたの一次審査における供述及び口頭意見陳述・審尋期日の陳述等を通じて明らかなどおり、同バンドの具体的活動内容たるや、東京で年2回、名古屋で年1回、水掛け祭り等で演奏したこと、来日ミャンマ一人歌手のバックバンドとして演奏したことなどまるのであって、あなた自身、祭りでの演奏及び2001年4月のバックバンド演奏以外は政治的活動ではない旨自認しているところです。

この程度の活動状況からすれば、あなたの本国の妻に対して、軍情報部から、あなたの同バンドでの活動を諫めるような類の電話があったというのは甚だ不自然です。加えて、あなたが友人から、同バンドがブラックリストに載っていることを聞いた際、その真偽を確かめるため同大使館に行こうと思ったものの、本国の住所を知られれば家族に危険が及ぶと思い行かなかったなどと述べるなど、明らかに矛盾する内容を供述していることを考慮すれば、信憑性に重大な疑義があると言わざるを得ません。この点、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において、2006年7月に本国の妻のもとに、軍情報部の者等が訪ねてきた旨述べていますが、あなたの供述を前提としても、本国の家族に対する身柄拘束や拷問等は何ら行われていないのであり、迫害の具体的兆候を示すものとは認められません。

また、あなたの主觀面に注目しても、たとえ一時でも、ブラックリストへの登載事実を確認するため

に同大使館を訪ねようと思ったというのですから、そもそもあなたが迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有しているとは考えられません。

(4) あなたは、本邦において、2003年12月にNLD(LA)日本支部に加入し、「組織化委員会」のメンバーになったこと及び同支部の会議に参加して政治的な歌を歌った様子がインターネット上で掲載されたと聞いたことを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、同委員会における活動について具体的な主張ではなく、あなたの一次審査における供述及び口頭意見陳述・審尋期日の陳述等を通じて明らかなどおり、同支部における具体的活動といえば、せいぜい会議への出席及びデモに5回ほど参加したことにすぎません。また、歌の様子がネット上に掲載されたとの申立てについても、自己に有利な事情であって、かつ資料入手が困難であるとは思われないにもかかわらず、あなた自身それを確認したことはない旨述べていることやあまり見たくないなどと無関心な供述・に終始していることに照らせば、信憑性に疑義があると言わざるを得ません。

以上の状況をすべて加味しても、あなたが、自身の政治的意見によって同組織の運営に影響を与えるなど目立った存在であるとは認めがたく、現在海外で多数のミャンマー人が政治活動を行っている実態を踏まえれば、反政府活動全体に影響を及ぼして活発化させるおそれのある活動を行っている者であれば格別、そうでないあなたののような者についてまで、ミャンマー政府が殊更警戒して迫害を企図するとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

ただし、難民審査参与員のうち1名は、あなたの在留に配慮することが望ましいと述べています。